

西宮市小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業給付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1項第4号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業として、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児にかかる利用料に関する支援を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、西宮市小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第2条に定めるところによる。

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、申請者が対象施設等に支払った月額の利用料の額と実施要綱第6条第2項に規定する月額の給付基準額のいずれか少ない額とする。

(交付申請)

第4条 申請者は、市長が定める日までに、市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、給付金の交付の申請があったときは、申請書及び関係書類を審査し、給付金の交付の適否を決定する。

2 市長は、前項の規定により給付金の交付を決定したときは、給付金の額、交付時期その他必要な事項を記載した交付決定通知書により、交付しないことを決定したときは、その旨を記載した不交付決定通知書により、当該申請者にその決定を通知する。

(交付の方法)

第6条 給付金は、申請者から指定された金融機関の口座へ、本市から口座振替の方法によって支払う。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、申請者又は対象施設等が偽りその他不正な手段により、給付金の交付決定を受けたと認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、その旨当該申請者に通知する。

(給付金の返還)

第8条 市長は、給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る給付金が既に交付されているときは、その返還を命じることができる。

(報告等)

第9条 市長は、給付金の交付に関し必要があると認めるときは、申請者又は対象施設等に対し報告を求める等することができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」(令和6年4月25日こ成保第261号こども家庭庁成育局長、6文科初第298号文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長通知)の別紙「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱」及び「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業に関する自治体向けFAQ」等を参考として市長が決定する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年7月5日から施行する。